

京都教育大学 けやきの会 会則

平成12年2月制定

[総則]

1. 本会は、京都教育大学「けやきの会」と称する。
2. 本会は、京都学芸大学職業科、京都教育大学職業科、同技術・職業科、同産業技術科学科（情報応用専攻、情報教育専攻を含む）、同生活・技術教育系技術専攻、技術専攻および大学院技術教育専修に、学生および職員などとして関わる者相互の連絡を図り、親交を深めるとともに、産業技術およびその教育などに関する情報交換や知識の向上を図ることを目的とする。
3. 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。
 - (1) 京都産業技術教育研究会をはじめとする研究会、講演会などの開催
 - (2) 同窓会誌その他の発行
 - (3) 懇親会などの開催
 - (4) 卒業生、新入生などへの祝辞の送付など
 - (5) 会員の慶弔
 - (6) その他、目的達成に必要な事業
4. 本会の、事務局は原則として 京都教育大学産業技術科学科内に置く。
5. 本会には、必要な役員会を置く。また必要な支部を置くことができる。

[会員]

6. 本会の会員は、正会員、準会員の2種類とし、正会員は次の①～③のいずれかに該当する者であり、その資格を有する。また、準会員は④の条件を満たす者とする。
 - ① 京都学芸大学職業科、京都教育大学職業科、同技術・職業科、同産業技術科学科（情報応用コースを含む）、大学院技術教育専攻のいずれかに1年以上、学生、研究生または教職員として在籍した者および専攻生として卒業研究を行った者。
 - ② 京都産業技術教育研究会に所属する者で本会に入会を希望する者。
 - ③ 役員会で会員の資格を与えられることが承認された者。
 - ④ 2条に示した学科、専攻に属する現役の学部学生。
7. 本会の会員は、会誌への投稿、本会の開催する研究会、講演会および懇親会等に参加し、会誌等を受け取る資格を有する。
8. 会員が、次の各号の一つに該当した場合には、役員会の議決を経てその会員の資格を停止することができる。
 - ① 会則に著しく反した場合
 - ② 本会の名誉を著しく毀損した場合

[役員]

9. 本会には、次の役員を置く。
 - (1) 世話人 同期生（研究生、研修生を含む）の中で1名または2名および、現・旧教職員の中で若干名

- (2) 会 長 1名
- (3) 副会長 1～3名
- (4) 監 査 2名
- (5) 事務局 幹事 数名

10. 役員を選出は次の通りとする。

- (1) 世話人は、同期生 または、現・旧教職員の中から互選により選出する。
- (2) 会長は、世話人の中から互選により選出する。
- (3) 副会長は、世話人の中から会長が指名する。
- (4) 監査は、会員の中から互選により選出する。
- (5) 事務局幹事は、設置した事務局に所属する会員の中から事務局長を1名、役員会が選出し、庶務および会計を担当する事務局幹事を事務局長が数名指名する。

11. 会長の任期は2年とする。再任は2回までとする。

12. 他の役員は任期は2年とし、再任されることが出来る。

13. 役員は、次期役員が選出されるまでその職務を行う。

14. 役員は任務は次の通りとする。

- (1) 世話人は、同期の会員・教職員同士の意思疎通を図り、会と同期会員・教職員との間の伝達を介在する。
- (2) 会長は、本会を代表して会務を総理し、役員会の議長を務める。
- (3) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。また各委員会などの長として、それぞれ所轄する。
- (4) 監査は、本会の会計をはじめとする会務を監査する。
- (5) 事務局幹事は、会務事務を処理する。

[総会、役員会]

15. 本会には、総会、役員会、会誌編集委員会、事業推進委員会、事務局 およびその他役員会が必要と認めた委員会を置く。

16. 総会の開催は次の通りとする。

- (1) 総会は、会長が召集する。
- (2) 総会は、年1回開催する。但し、役員会が議決したとき、臨時に開催することが出来る。開催日時は原則として役員会にて決定する。
- (3) 総会は、会員の出席者をもって構成する。
- (4) 総会は、次の事項を議決する。
 - ① 会則の変更
 - ② 役員承認
 - ③ 予算および決算承認
 - ④ 事業計画および事業報告承認
 - ⑤ その他役員会が必要と認めた事項
- (5) 総会の議長の選出は、役員会に依嘱する。

17. 役員会は、会務の執行に関して会長が必要と認めたときに召集する。

役員会は、以下の事項を議決する。

- ① 細則の変更
 - ② 事業の実施計画案
 - ③ 会計計画案
 - ④ 総会に提出する議案 および開催日時
 - ⑤ その他必要な事項
18. 会誌編集委員会は、役員会から推薦された会員数名によって構成し、会誌その他を編集する。細目は、細則に定める。
 19. 事業推進委員会は、役員会から推薦された会員数名によって構成し、京都産業技術教育研究会および懇親会などの事業の計画・実行の任に当たる。
 20. 事務局は、役員会の委託を受けて会務を執行する。
 21. 全ての議事は出席者の過半数の賛成がなければ議決することができない。賛否同数の場合には議長が決める。

[会計]

22. 本会の会計は次の通りとする。
 - (1) 本会の経費は、参加費・入会金・寄付金その他の収入をもって当てる。
 - (2) 新入生を準会員とし、入会金として2000円を徴収する。その期間は現役在学中とする。
23. 本会の会計年度は、11月1日に始まり、翌年の10月31日に終わる。

[付則]

24. この会則の変更は総会の議決による。
25. 本会の細則は別に定める。
26. 京都産業技術教育研究会に関わる規則は、別に定める。

平成18年11月19日改正

平成19年11月11日改正 会計23条(1)、(2)

平成25年11月9日改正 会計22条 会計23条

平成26年11月8日改正 総会16条(3)